

平成25年 6 月の行政視察調査特別委員会設置に関する決議

1 特別委員会の設置

平成25年 6 月に実施した 5 会派による行政視察（東京都、北海道）に関する調査をするため、委員会条例第 6 条の規定により特別委員会を設置するものとする。

2 付託事件

(1) 平成25年 6 月の行政視察（東京都、北海道）に関する調査

3 調査期限

本特別委員会は、2 に掲げる事件の調査及び審査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は10人とする。